

相楽東部広域連合立笠置町中央公民館管理規則を廃止する規則

令和元年 8 月 28 日
教 委 規 則 第 1 号

相楽東部広域連合立笠置町中央公民館管理規則（平成 21 年 4 月 1 日規則第 24 号）は、廃止する。

附 則
この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。